

授業料免除申請について【新規申請者用】

◇対象	飯田キャンパスの在学生
◇申請期限	平成30年9月14日（金）16：30 ※ただし、土・日・祝日を除く
◇受付時間	9：00～16：30
◇提出場所	医学部学務課学生支援担当

申請から免除決定までの流れ（スケジュール）	2
制度の趣旨	2
申請条件	2
出願書類について	3
○書類の提出について	
○個人情報の利用について	
1. 全員が提出する書類	
2. 該当する方が提出する書類	
3. 外国人留学生・独立生計学生が提出する書類	
○記入上の注意	
○収入について	
○一人親世帯について	
注意事項	6
授業料の徴収猶予について	6
判定結果通知	6
判定基準	7
学力基準	
家計基準	
※独立生計とは	

【申請から免除決定までの流れ（スケジュール）】

後期	手続き
7月下旬	願書配付
9月14日（金）	願書提出締切
10・11月	（半期分授業料の口座引き落としは猶予されます）
12月上旬	結果発表 申請者全員に郵送で結果を通知します。

※ 手続きの時期は目安であり、変更される場合があります。正確な日程や手続き方法については、窓口で確認してください。

【制度の趣旨】

特別な事情によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者を対象に、本人の申請に基づき、選考の上、学長が授業料の免除を許可する制度です。

（山形大学授業料、寄宿料免除及び授業料徴収猶予規程）

【申請条件】

授業料の納付が困難な者。以下の者は申請できません。

- ・懲戒処分を受けた者（処分決定日以降申請資格を失う）
- ・故意又は重大な過失により虚偽の申告をした者
- ・申請期の途中で休学・退学等を予定している者
- ・申請期の前の期分までの授業料が完納されていない者

前期分申請時は、前年度後期分までの授業料を3月末日までに（新入学生を除く）、後期分申請時は、当該年度前期分までの授業料を9月末日までに納付済みであること。

- ・すでに当該期分の授業料を納付済みの者
- ・正規の修業年限を超えた者（休学期間は含まれません）
- ・非正規生（科目等履修生、研究生等）

【出願書類について】

◎書類の提出について

出願書類は、必ず申請者が窓口に提出してください。 郵送による提出は受け付けません。

◎個人情報の利用について

提出いただいた書類の個人情報は、授業料免除申請及び免除決定事務にのみ使用し、第三者に開示・提供・預託することはありません。

市区町村発行の書類は「マイナンバー」の無いものを提出してください。

1. 全員が提出する書類

授業料免除後期分願書	○10月1日現在で、申請者本人が記入すること。 ○保護者署名欄のみ父母等の自署が必要。
住民票謄本 (世帯全員の住民票) ※平成30年7月1日以降発行のもの	○申請者本人を含む家族全員分の住民票。 ○住民票に「世帯全員の住民票」と記載のあるもの。 ○「本籍・住民票コード・マイナンバー」の記載のないもの。 ※住民票抄本（個人のもの）は不可。
結果通知用封筒 (大学の封筒を窓口で受け取ること)	○免除結果を郵送で通知するため、結果通知用封筒を提出すること。願書提出時に窓口で封筒を受け取り、住所・氏名・学生番号を記入すること。
「前年の収入（所得）額」と 「市・県民税額」が明記された 市区町村発行の証明書 例：課税（所得）証明書 等 ※上記の両方が明記された証明書が発行 できない場合は、「課税又は非課税証明書」 と「所得証明書」を併せて提出すること。	○収入等がない場合は「0円」と記載されている証明書が必要。当該金額が「*」「-」「空白」等の証明書は不可。 ○父母又は父母に代わって家計を支えている者の証明書を提出すること。（主婦、年金受給者、無職等も必要） ○独立生計の学生及び配偶者も提出が必要。 ○一人一枚発行のもの。一枚に世帯全員分記載のものは不可。 ○留学生：日本以外の証明書の場合、税金の記載は不要。必ず日本語訳を添付すること。

2. 該当する方が提出する書類

申請者本人が給付型奨学金を受給している	○奨学金の受給金額、受給期間がわかる書類の写し ※貸与型奨学金は提出不要	
高等学校以上の就学者がいる	国立の学校	○在学・授業料免除状況証明書（様式5）
	公立、私立の学校 (予備校等その他の学校を含む)	○在学証明書（各学校所定の様式）
夜間、定時制、通信制、予備校、職業訓練校、大学校、各種学校等の場合、上記証明書と申立書（様式3） ※定職についている場合は就学者に含めない		
一人親世帯である	以下のすべての書類 ○一人親世帯申立書（様式2） ○父又は母の戸籍謄本か、一人親世帯であることがわかる書類（遺族年金の振込通知の写し、児童扶養手当証書の写しなど）	

生活保護世帯である	○生活保護支給額通知書の写し等
障がい者がいる	○障がい者手帳又は療育手帳（愛の手帳、みどりの手帳等）の写し
火災・風水害等の被害を受けた	○被災の程度が明記された罹災証明書、被災証明書の写し 例：東日本大震災（全壊又は大規模半壊、原発避難）、熊本地震（被災の程度は問わない）等

3. 外国人留学生・独立生計学生が提出する書類

外国人留学生	○生活費収支調書（様式6）
独立生計	以下のすべての書類 ○生活費収支調書（様式6） ○本人（配偶者）が被保険者となる家族全員分の健康保険証の写し

◎記入上の注意

・願書（表紙）

- 1) 申請者本人が記入すること。
- 2) 願書は、10月1日現在の状況を記入すること。
- 3) 保護者の署名・押印箇所は保護者本人が署名・押印すること。（独立生計者・外国人留学生は記入の必要なし）
- 4) 保護者が勤務地の関係で別居している場合は、保護者住所には学生の帰省先を記入すること。
- 5) 申請理由をチェックすること。
- 6) 休学歴がある場合、漏れなく記入すること。

・家庭調書（本人について）

- 1) 自宅・自宅外をチェックすること。
「自宅」とは、家族と同居している場合をいう。
「自宅外」とは、「自宅」以外の者をいう。
- 2) 本人が、前年度（前年4月～3月）及び当年度（当年4月～3月）に給付を受けた（受ける）奨学金について記入する。貸与奨学金は含めない。
- 3) 奨学金の金額は、前期は前年度の給付合計額を、後期は当年度の給付予定額を記入する。
- 4) 給付奨学金については、前期は前年度分を、後期は当該年度分を計上する。

・家庭調書（「就学者を除く家族」欄について）

- 1) 「就学者を除く家族」欄には、原則として父母両方を記入すること。ただし、死別・離婚等により父又は母しかいない場合はそのいずれかを、父母がいない場合は父母に代わり学生の家計を支えている者1名を記入すること。
- 2) 未就学児は、「就学者を除く家族」欄に記入すること。
- 3) 18才以上の兄弟で、就学者でない者（独立して別居、同居して就業等）は記入不要。
- 4) 就学者ではない障がい者の兄弟がいる場合は、「就学者を除く家族」欄に記入した上で、特別控除関係の書類を添付すること。
- 5) 祖父母は、原則として記入不要。（父母に代わり家計支持者である場合は記入する）

・家庭調書（「就学者」欄について）

- 1) 就学者は、「就学者」欄に記入すること。
- 2) 高等学校以上の就学者は、P.3に記載のある書類を添付すること。

◎収入について

市区町村発行の所得（課税）証明書に記載のある金額を記入する。

収入（所得）について…市区町村が証明した前年の収入（所得）額を判定の基準とするため、前年以降の就職・退職・転職・失職したものについては考慮しない。

① 給与収入欄について

- ・給与収入については、所得（課税）証明書の給与収入額を記入する。
- ・年金収入については、所得（課税）証明書の年金収入額を記入する。

② 上記収入以外の所得・・・給与収入以外の所得を記入する

- ・下記により収入を得ている場合は、所得金額を記入する。
事業所得（営業、商業、工業、農業、林業、水産業等）、利子・配当・不動産、雑所得等
臨時所得は、退職金、退職一時金、資産の譲渡による所得及び山林所得。

③ 収入がない場合

- ・無収入の場合も、必ず市区町村発行の所得（課税）証明書により、無収入であること及び非課税であることを確認する。
- ・現在は無収入であっても前年に収入がある場合は、所得（課税）証明書の金額で判定する。（P.5「収入（所得）について」参照）

◎一人親世帯について

死亡、生別（離婚）以外の場合

- ・離婚状態（離婚を前提とした別居等を含む）

裁判中であることがわかる公的な書類又は民生委員等¹の署名がある申立書²を提出することにより、願書家族欄及び収入欄への一方の親の記入と添付書類の提出を省略できます。

上記書類の提出ができない場合、両方の親の必要書類が提出できなければ書類不備として扱い、審査の対象から除外します。

¹利害関係のない第三者として合理的で、事情を把握可能な人物（町内会長、地区担当交番の警察官等含む）

²民生委員の署名記入欄のある申立書様式は担当窓口で配付。

その他

- ・離婚していても住民票に両親等の名前が記載されている場合、事情を確認します。

【注意事項】

- ・申請内容の事実確認のため、本資料に示されたもの以外に提出を求めることがあります。担当者の指示に従ってください。
- ・書類は、発行日が申請日（10月1日）から3ヶ月以内のもの、又は発行されている中で最新のものを提出してください。
- ・添付書類をホチキスで留めないでください。（ただし役所であらかじめ留められていたものを除く）
- ・提出する書類はすべてA4サイズに整えてください。

【授業料の徴収猶予について】

判定結果が出るまで、授業料の徴収が猶予され、登録口座からの引き落としが一時的に停止されます。

なお、判定結果が半額免除又は不許可となった場合、結果通知日から直近の振替日に授業料請求額が一括で引き落とされます。

【判定結果通知】

後期分授業料免除の判定結果は、12月上旬（予定）に郵送でお送りします。

判定結果が半額免除又は不許可となった方の後期分授業料の引き落とし日は、12月25日（火）（予定）です。指定された口座から、授業料請求額が一括で引き落とされます。

【判定基準】

学力基準

・学部1年生

次のいずれかに該当する者

- ① 高等学校の評定平均値が3.5以上
- ② 入学試験の成績評価による席次が上位5分の2以内

ただし、高等学校卒業程度認定試験合格者又は大学入学資格検定の合格者にあっては、前記①の評価を満たしているものとして取り扱う。

・その他の新入生

編入学生 ……編入学前の学校の取得単位数について、

大学院1年生 ……学部等で取得した専門科目の評価区分に応じて、

養護教諭特別別科生 ……看護師養成機関で取得した単位数について、

次の算式によって得た平均値が1.90以上であること（養護教諭特別別科生については、入学試験の成績評価による席次が上位5分の2以内でも可）。

$$\frac{(\text{優, S及びAの単位数}) \times 3 + (\text{良及びBの単位数}) \times 2 + (\text{可及びCの単位数})}{\text{それぞれ指定されている取得単位数}} = \text{平均値}$$

・学部2年次以上（上記以外）

次の表に掲げる標準取得単位数を満たしている者を対象とし、出願時までに取得した単位数※とその評価区分に応じ、次の算式によって得た平均値が1.90（2年次学生は1.80）以上であること。

$$\frac{(\text{優, S及びAの単位数}) \times 3 + (\text{良及びBの単位数}) \times 2 + (\text{可及びCの単位数})}{\text{それぞれ指定されている取得単位数}} = \text{平均値}$$

※出願の前の期までに取得した単位数で、前期分申請の場合は前年度後期までに取得した単位数、後期分申請の場合は当該年度の前期までに取得した単位数。

(標準取得単位数)

学部名/年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
人文社会科学部	30	60	95		
地域教育文化学部	30	60	95		
理学部	30	60	95		
医学部	医学科 看護学科	46 42	77 79	114 117	144 140
工学部	高分子・有機材料工学科 化学・バイオ工学科 情報・エレクトロニクス学科 機械システム工学科 建築・デザイン学科 システム創成工学科		30 70	110	
農学部		26	60	110	
		41	70	111	

・選考基準の特例

上記にかかわらず、次に該当する者は、免除の対象とできるものとし、基準を読み替える。
一人親世帯、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く特別の事情のある者。

区分	学部、3年次編入学、別科		大学院	
	学部1年次	その他	1年前期	その他
学力基準	高等学校の評定平均値3.2以上	1.80まで (2年次学生は1.65まで)	1.80まで	Bまで
	入学試験の成績の席次上位2分の1以内			

家計基準

家計支持者の前年（1月～12月）の総所得金額（以下「総所得金額」という。）の合算額が、本学で定める収入基準額以下であること。（山形大学授業料免除選考基準による）

家計支持者とは…父母両方を指す。一人親の場合は、学生と同一世帯の父母いずれか。父母がない場合は、父母に代わり学生の家計を支えている者（1名）。

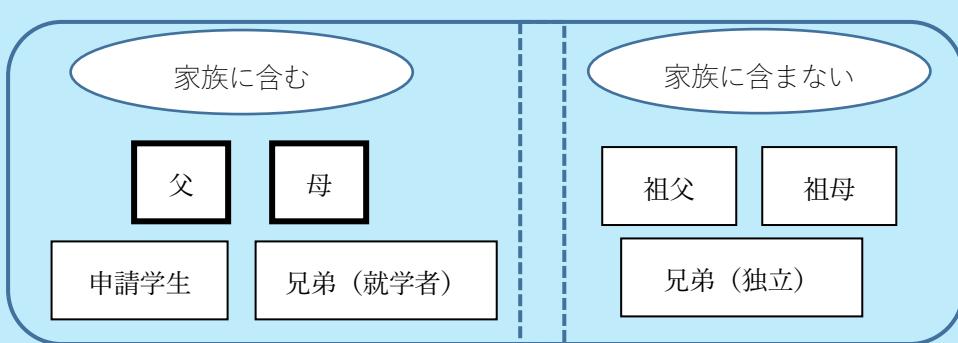
「家族」の考え方…父母とその子を一つの家族とみなす。ただし、兄弟は就学者、未就学児及び障がい者を家族に含め、18才以上の就学者でない者（独立して別居、同居して就業等）は家族に含めない。祖父母については、同居・別居を問わず含めない。（家計支持者である場合を除く）

※独立生計とは

- ・所得税法上、父母の扶養親族でない者
 - ・父母と別居している者
 - ・本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明が発行される者
- ※本人（又は配偶者）が主契約者である健康保険証（写）が提出できること。

・家族の例

住民票（世帯全員）：父、母、祖父、祖母、申請学生、兄弟（就学者）、兄弟（独立）の場合
※太枠が家計支持者



●判定基準の変更

選考基準の見直しにより、平成30年度授業料免除から、家計は父母（父母がない場合は父母に代わり学生の家計を支えている者1名）の総所得金額を基準とする。